

通所介護重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0438-36-4193

担当 生活相談員

2. 通所介護施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

- ・名称 デイサービスセンター カメリアの園
- ・所在地 千葉県木更津市畑沢南 3-16-76
- ・介護保険指定番号 千葉県1271100172号
- ・利用者定員 月、火、水、木、金、土 32名（要支援者を含む）
- ・サービスを提供する地域 木更津市・君津市

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤
管 理 者	介護福祉士	1名（1名）	
生活相談員	介護福祉士	2名（2名）	
看護職員	看護師・准看護師		3名
介護職員	介護福祉士	2名（1名）	3名
	介護福祉士実務者研修		
	ヘルパー1級		1名
	ヘルパー2級		2名
	介護職員初任者資格	1名	

（ ）内は兼務

(3) 設備の概要

食堂・日常生活動作訓練室
浴室（一般浴槽・機械浴槽・特殊浴槽）
休 養 室
送迎車（リフト付ワゴン車・普通乗用車）

(4) 営業時間

月曜日～土曜日	9：15 ～16：30
---------	-------------

年末年始（12／31～1／3）は休業

3. サービス内容

9 : 1 5	施設到着
9 : 3 0	※ 健康チェック
1 0 : 0 0	入 浴
1 2 : 0 0	昼 食
1 4 : 0 0	レクリエーション
1 5 : 3 0	お や つ
1 6 : 3 0	送 り（施設出発）

※来所時に血圧、体温、脈拍等を看護職員が測定します。

4. 料 金

（1）通所介護利用料金

要介護1から要介護5の認定を受けている方は、ご利用毎に、下記の利用料と、該当するサービスを利用した加算を合計した金額となります。

① 利用料

利 用 者 介 護 区 分	1 日当たりの 単位数	自 己 負 担 額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
要介護 1	6 5 8 単位	6 7 6 円	1, 3 5 1 円	2, 0 2 7 円
要介護 2	7 7 7 単位	7 9 8 円	1, 5 9 6 円	2, 3 9 4 円
要介護 3	9 0 0 単位	9 2 4 円	1, 8 4 9 円	2, 7 7 3 円
要介護 4	1, 0 2 3 単位	1, 0 5 1 円	2, 1 0 1 円	3, 1 5 2 円
要介護 5	1, 1 4 8 単位	1, 1 7 9 円	2, 3 5 8 円	3, 5 3 7 円

- ② サービス体制加算 1 回の利用につき 1 8 単位 (1 8 円)
- ③ 入浴介助加算 入浴 1 回につき 4 0 単位 (4 1 円)
- ④ 送迎未実施による減算 片道につき 4 7 単位 (4 8 円)
- ⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 通所介護総単位数の 9 % の金額

（2）保険適用外の金額 （要介護度に関わらず、1 回のご利用毎の金額となります。）

- ・食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費） 6 7 0 円 ※1
- ・おやつ代 5 0 円 ※1
- ・オムツ代

紙オムツ	M サイズ	1 0 0 円
	L サイズ	1 1 0 円
紙パンツ	M－L サイズ	1 2 0 円
	L－L L サイズ	1 3 0 円
尿取りパット	昼 用	3 0 円
	夜 用	5 0 円

※ 1 昼食材料費及び食事を提供するための調理費、おやつ代は介護保険対象外につき全額実費負担となります。

- ・上記の他、レクリエーションにかかる材料代等は実費負担となります。
- ・契約書第 5 条第 4 項の複写物の請求に関しては B 4 サイズまでは 1 枚 10 円です。
 - ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦 1 日あたりの利用料金（全額）を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと払戻を受けることができます。

(3) 支払い方法

料金・費用は月末締めで1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を送付します。

請求を受けた月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①金融機関の口座から自動引き落とし（原則こちらでお願いします。）

②口座振り込み

■ゆうちょ銀行（払込取扱票をお送りしますので、振り込みください。）

《振り込み口座》	
ゆうちょ銀行	店名 058
普通預金口座	口座番号 00130-7-192837
口座名義	(福) 千葉育美会 波岡の家

5. サービスの目的・運営方針

サービスの目的

社会福祉法人千葉育美会が開設する、デイサービスセンター カメリアの園（以下事業所」という）が行う、通所介護サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

運営方針

- (1) 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、利用の有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、ご利用者の心身の機能の維持及び社会的孤立感の解消、また、そのご家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。
- (2) 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- (3) 事業所は、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等ご利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- (4) 事業所は、ご利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (5) サービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ご利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

6. 利用中の中止

以下の事由に該当する場合は、ご利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① ご利用者が途中退所を希望された場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、発熱等体調がすぐれないとき
- ③ ご利用中に病気や怪我で利用の継続が困難になったとき
- ④ 他のご利用者の生命・身体・健康・財産・信用を傷つけるなど重大な事情が生じた場合

7. 契約解除となる場合

当事業所での契約については、契約書第2条の定めのとおりとなりますが、以下の事由が発生した場合には契約を解除していただく場合があります。

- (1) 介護認定の更新でご利用者の心身の状況が、非該当と判定された場合
- (2) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖または縮小した場合
- (5) ご利用者が逝去された場合
- (6) ご利用者及びご家族が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (7) ご利用者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- (8) ご利用者が、故意または、重大な過失により事業者または従業者もしくは他のご利用者等の生命・身体・健康・財産・信用を傷つけ、またはご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- (9) ご利用者・ご家族からのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合
- (10) ご利用者が他の施設（介護保険施設等）に入所した場合

8. ご利用者から中途解約・契約解除の申し出があった場合（14日前にはお申し出下さい）

- (1) 介護保険対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- (3) 事業所もしくは従業者が、正当な理由なく契約書に定めるサービスを実施しない場合
- (4) 事業所もしくは従業者が、守秘義務に違反した場合
- (5) 事業所もしくは従業者が、故意または過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (6) 他のご利用者がご利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的なおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

9. 要望・苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の通りです。

当事業所の 利用相談窓口	苦情受付担当者：生活相談員 大森 正宏 苦情解決責任者：施設長 佐々木 英幸 電話番号：0438-36-4193 F A X 番号：0438-36-1594
第三者委員	武田 幹夫 電話番号：施設内に掲示
千葉県健康福祉部 高齢者福祉課	所 在 地：千葉県千葉市中央区市場町 1-1 電話番号：043-221-3020
木更津市役所 福祉部介護保険課	所 在 地：千葉県木更津市朝日 3-10-19 木更津市役所朝日庁舎 電話番号：0438-23-7162
千葉県健康保険団体連合 会介護保険課 苦情処理係	所 在 地：千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号：043-254-7428
千葉県運営適正化 委員会 (千葉県社会福祉協議会)	所 在 地：千葉市中央区千葉港 4-3 (千葉県社会福祉センター内) 電話番号：043-246-0294

10. サービス提供における事業所の義務

当事業所は、ご利用者に対しサービスを提供するにあたり以下のことを守ります。

- (1) 事業所は、ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- (2) ご利用者の体調・健康状態から必要な場合には、看護職員が、ご利用者から聴取・確認のうえでご家族と連携し、受診等の対応をいたします。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご利用者に対して年3回の避難・救出その他必要な訓練を行います。(うち1回は夜間想定)
- (4) ご利用者および他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。
なお、やむを得ず行う場合は、ご利用者及びご家族（代理人・後見人）に説明・同意の上、必要最小限の範囲で行います。
- (5) ご利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後も5年間保持し、ご利用者もしくはご家族（代理人・後見人）の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付をします。(複写する場合、当重要事項説明書記載の費用をご負担いただきます。)
- (6) サービスを提供するにあたり、知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
(医療機関等へ情報が必要な場合には、ご利用者、又はご家族等の同意を得て情報提供を行います。)

1 1. 事業所の利用にあたっての留意事項等

- (1) 喫煙については、館内禁煙とします。
- (2) 火気の取り扱いについては、防火管理上使用を禁止します。
- (3) 設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。
- (4) ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。
- (5) 他のご利用者への営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は行わないでください。
- (6) 他のご利用者への迷惑行為は行わないで下さい。
- (7) 相談等なく、事業所の備品等の持ち出しは行わないで下さい。

1 2. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長：佐々木英幸

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- ⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護しているご家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

1 3. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修に従業者に対し定期的に行います。
- ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかにご利用者のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また千葉県及び関係各機関へ必要な対応を致します。
- ⑤ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ⑥事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

1 4. 緊急時の対応方法

当事業所において、サービス提供を行っている際にご利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医又はかかりつけ医及びあらかじめ定めている協力医療機関等へ連絡及び必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合においては速やかにご利用者のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また千葉県及び関係各機関へ、必要な対応を致します。

1 5. サービスの第三者評価の実施状況について

当該事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無し
【実施した直近の年月日】	年 月 日
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

1 6. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 千葉育美会										
代表者役職・氏名	理事長 林 隆 春										
本部所在地	千葉県木更津市畑沢南3丁目16番76号										
本部電話番号	0 4 3 8 - 3 6 - 4 1 9 3										
設置経営する事業	(1) 第一種社会福祉事業 <table> <tr> <td>(イ) 特別養護老人ホーム</td><td>(波 岡 の 家)</td></tr> <tr> <td>(ロ) 特別養護老人ホーム</td><td>(花 の 里)</td></tr> <tr> <td>(ハ) 特別養護老人ホーム</td><td>(浮間こひつじ園)</td></tr> </table>	(イ) 特別養護老人ホーム	(波 岡 の 家)	(ロ) 特別養護老人ホーム	(花 の 里)	(ハ) 特別養護老人ホーム	(浮間こひつじ園)				
(イ) 特別養護老人ホーム	(波 岡 の 家)										
(ロ) 特別養護老人ホーム	(花 の 里)										
(ハ) 特別養護老人ホーム	(浮間こひつじ園)										
	(2) 第二種社会福祉事業 <table> <tr> <td>(イ) 老人デイサービス事業</td><td>(カメラアの園)</td></tr> <tr> <td>(ロ) 老人短期入所事業</td><td>(波 岡 の 家)</td></tr> <tr> <td>(ハ) 老人デイサービス事業</td><td>(花 の 里)</td></tr> <tr> <td>(ニ) 老人短期入所事業</td><td>(花 の 里)</td></tr> <tr> <td>(ホ) 老人介護支援センター事業</td><td>(花 の 里)</td></tr> </table>	(イ) 老人デイサービス事業	(カメラアの園)	(ロ) 老人短期入所事業	(波 岡 の 家)	(ハ) 老人デイサービス事業	(花 の 里)	(ニ) 老人短期入所事業	(花 の 里)	(ホ) 老人介護支援センター事業	(花 の 里)
(イ) 老人デイサービス事業	(カメラアの園)										
(ロ) 老人短期入所事業	(波 岡 の 家)										
(ハ) 老人デイサービス事業	(花 の 里)										
(ニ) 老人短期入所事業	(花 の 里)										
(ホ) 老人介護支援センター事業	(花 の 里)										
	(3) 公益事業 <table> <tr> <td>(イ) 居宅介護支援事業</td><td>(波 岡 の 家)</td></tr> <tr> <td>(ロ) 居宅介護支援事業</td><td>(花 の 里)</td></tr> <tr> <td>(ハ) 地域包括支援センター事業</td><td>(南部地域包括支援センター)</td></tr> </table>	(イ) 居宅介護支援事業	(波 岡 の 家)	(ロ) 居宅介護支援事業	(花 の 里)	(ハ) 地域包括支援センター事業	(南部地域包括支援センター)				
(イ) 居宅介護支援事業	(波 岡 の 家)										
(ロ) 居宅介護支援事業	(花 の 里)										
(ハ) 地域包括支援センター事業	(南部地域包括支援センター)										

通所介護の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。



私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項説明を受けました。

(利用者との続柄：_____)